

石綿（アスベスト）対策のしおり

平成 22 年 4 月
石 川 県

はじめに

平成17年6月、アスベスト問題への社会的な関心が高まったことから、石綿が使用されている建築物の解体作業等における特定粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、当該措置の対象となる建築材料及び作業の範囲を拡大することを目的に、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令等が平成17年12月21日に公布されました。

また、平成18年9月から改正労働安全衛生法施行令が施行されたことに伴い、石綿を含有するすべての物（一部のガスケット、パッキン等は除く）について製造、輸入、譲渡、使用等が禁止されました。

更に、平成18年9月から改正石綿障害予防規則が施行され、建築物等の解体等に係る対策（事前調査、作業計画の策定、作業の届出、石綿等の使用の状況の通知等）、建築物に吹き付けられた石綿の管理（当該吹き付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置）が義務付けられています。

1 石綿について

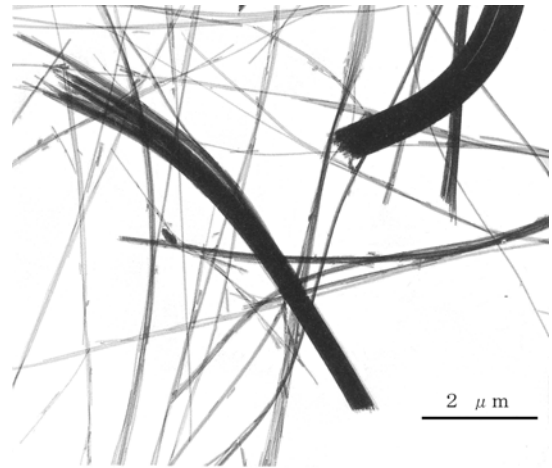
(1) 石綿とは

天然にできた鉱物繊維であり、熱に強く、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。

石綿は、

- ①クリソタイル、
- ②アモサイト、
- ③クロシドライト、
- ④アンフィソライト、
- ⑤アクチノライト、
- ⑥トレモライト

の6種類があります。

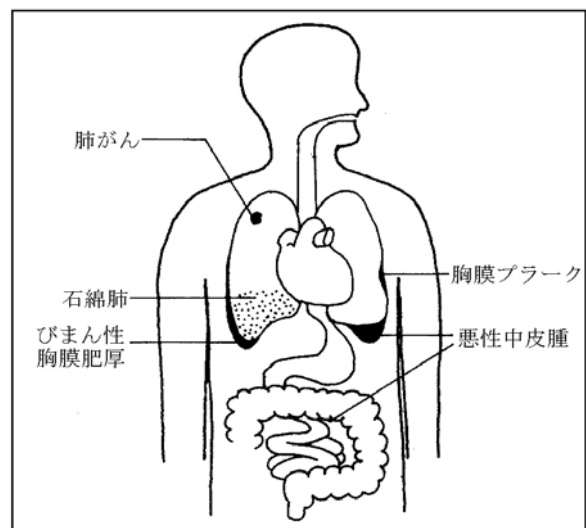


石綿（クリソタイル）の透過型電子顕微鏡写真

(2) 石綿の危険性について

石綿は、丈夫で変化しにくいいため、昭和30年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化にともない、飛散性の高い吹き付け石綿は鉄骨構造物などの軽量耐火被覆材として昭和40年代の高度成長期に多く使用されています。

しかしながら、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、石綿肺、肺癌、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こすおそれがあります。



石綿関連疾患

2 解体等の工事の前に石綿等の使用を確認

石綿障害予防規則では、すべての建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録することを義務づけています。

この調査で石綿の使用が明らかにならなかったときは、分析調査を調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

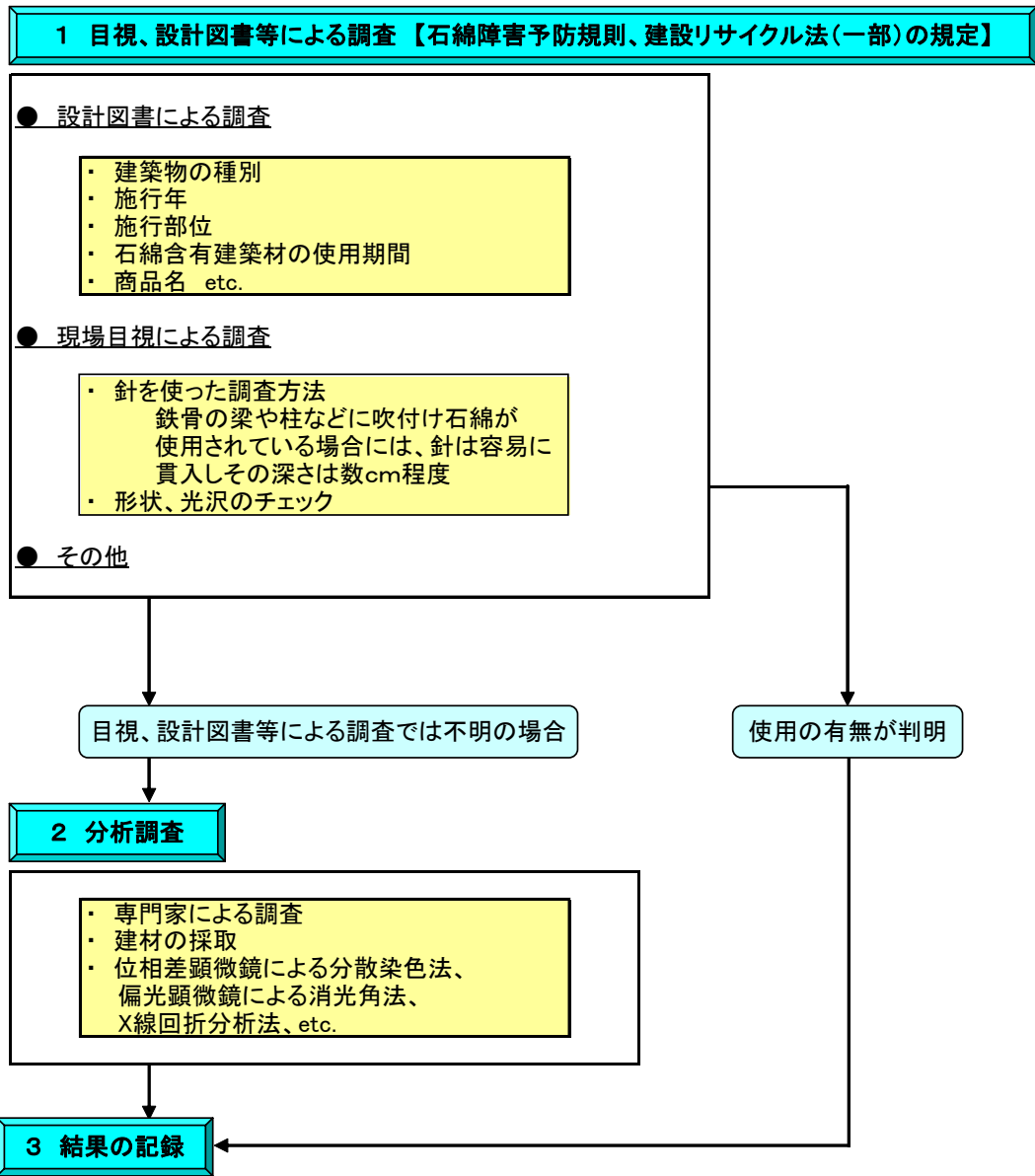


表-1 建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井や壁の内装材	スレートボード③、けい酸カルシウム板第一種③、パルプセメント板③
天井や床の吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板③、石綿含有吹付け材①
天井の結露防止剤	屋根折板用断熱材②、石綿含有吹付け材①
床材	ビニル床タイル③、フロア材③
外壁や軒天の外装材	窯業系サイディング③、スラグせっこう板③、押出成形セメント板③、スレートボード③、スレート波板③、けい酸カルシウム板第一種③
耐火被覆材	吹付け石綿①、石綿含有吹付けロックウール①、石綿含有耐火被覆板②、けい酸カルシウム板第二種②
屋根材	スレート波板③、住宅屋根用化粧スレート③
煙突材	石綿セメント円筒③、石綿含有煙突断熱材②

出典：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「建築物の解体等の作業における石綿対策」

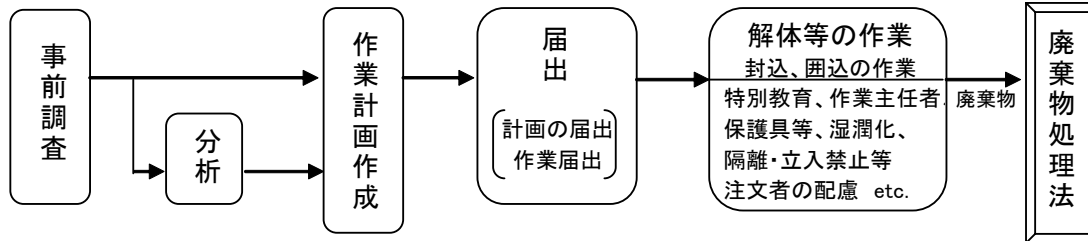
3 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等に係る規制

石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等については、労働者の健康保護、一般環境への汚染防止等の目的から、以下の法令により規制されています。

詳細については、各法を所管する関係機関（7～8頁参照）にお問い合わせ下さい。

労働安全衛生法・石綿障害予防規則

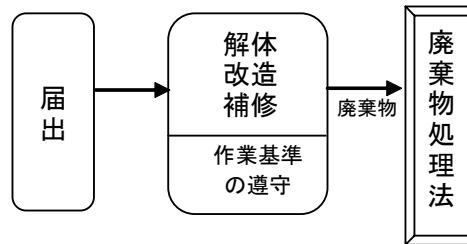
- すべての建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破碎、除去、封じ込め又は囲い込み



注：石綿含有建築材料の種類や作業の内容によって、届出や実施すべき事項が必要かどうか判断する必要があります。

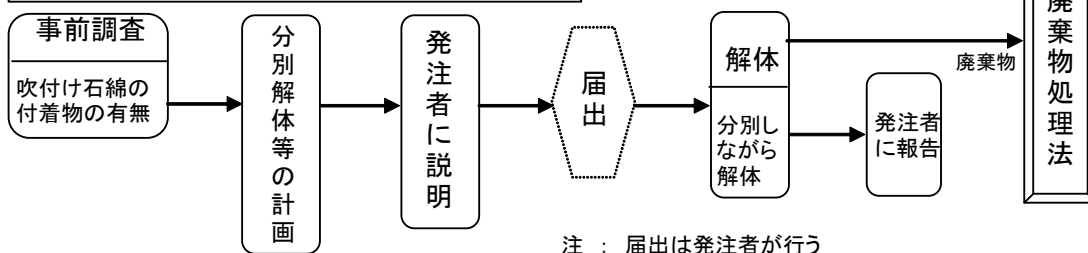
大気汚染防止法

- すべての建築物又は工作物の解体、改造・補修



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

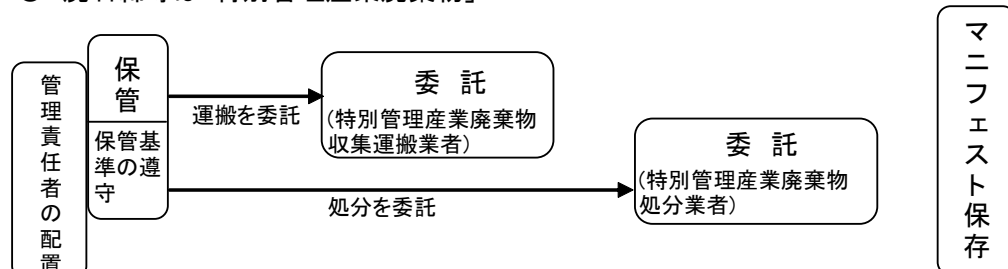
- ・床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ・建築物のリフォームで1億円以上の工事
- ・請負金額が5百万円以上の建築物以外の解体工事



注：届出は発注者が行う

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

- 廃石綿等は「特別管理産業廃棄物」



注：非飛散性アスベスト廃棄物については「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に沿うこと。

4 石綿が吹き付けられた建築物の増改築等時における規制

建築基準法において、石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用については、規制がされています。

(1) 規制対象となる建築材料

- ① 吹付け石綿
- ② 吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの

(2) 具体的な規制の内容（工作物についても建築物と同様の規制を受けます）

- ① 建築物の増改築時には既存部分についても規制対象となる建築材料の除去が必要となります。

ただし、増改築部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない増改築時には、増改築部分以外の部分については、「封じ込め」や「囲い込み」の措置で対応することが可能です。

- ② 建築物の大規模の修繕又は模様替の部分については、規制対象となる建築材料の除去が必要となります。

ただし、それ以外の部分については、「封じ込め」や「囲い込み」の措置で対応することが可能です。

表－2 石綿の飛散防止措置

工 法	飛 散 防 止 措 置 の 内 容 等
① 除 去	除去とは、吹付け石綿を全部除去して、他の非石綿建材に代替する方法 ※ この方法は吹付け石綿からの粉じん防止の方法として効果があり、損傷、劣化の程度の高いもの（脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等）、基層材との接着力が低下しているもの（吹付け層が浮き上がっているもの等）、振動や漏水のあるところに使われているもの等は、完全に除去することが必要です。
② 封じ込め	封じ込めとは、吹付け石綿の表面に固化剤を吹き付けることにより、塗膜を形成する（塗膜性封じ込め処理＝表面固化形）、吹付け石綿の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化する（浸透性封じ込め処理＝浸透固化形）ことにより吹付け石綿からの粉じんの防止する方法
③ 囲い込み	囲い込みとは、石綿が吹き付けられている天井、壁等を非石綿建材で覆うことにより、石綿粉じんを室内等に発散させないようにする方法

5 解体や増改築の予定がない石綿が吹き付けられた建築物の管理の規制

石綿が吹き付けられた建築物の解体や増改築の予定がなくとも、次の規制があります。

(1) 石綿障害予防規則による規制

- ① 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。
- ② 事業所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは①と同様の措置を講じなければならない。
- ③ 臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならない。

(2) ふるさと石川の環境を守り育てる条例による規制

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物が石綿含有吹付け材を使用する建築物である場合において、その石綿含有吹付け材の損傷、劣化等により大気中に石綿が排出され、又は飛散するおそれがあるときは、その石綿含有吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 大気汚染防止法の規制

(1) 規制の対象

特定建築材料（表－3）が使用されている建築物又は工作物の解体作業、改造又は補修作業（これらを「特定工事」といいます。）に該当する場合は、「特定粉じん排出等作業」として、大気汚染防止法の適用を受けます。

表－3 特定建築材料

特定建築材料	材料の区分	特定建築材料の具体例 (建設副産物リサイクル広報推進会議より引用)	備考
吹付け石綿	吹付け石綿	①吹付け石綿(～1975) ②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)(～1987) ③湿式石綿含有吹付材(～1989) ④石綿含有パーライト吹付け(～1989) ⑤石綿含有パーミュキュライト吹付け(～1988)	
石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材 (吹付け石綿を除く。)	断熱材	①屋根用折版石綿断熱材(～1989) ②煙突石綿断熱材(～2004)	
	保温材 (配管エルボ、ボイラー等)	①石綿保温材(旧 JIS A9502)(1914～1980) ②けいそう土保温材(旧 JIS A9503)(1890～1955) ③パーライト保温材(旧 JIS A9512)(1961～1980) ④石綿けい酸カルシウム保温材(旧 JIS A9510)(1951～1980) ⑤水練り保温材(～1968)	
	耐火被覆材 (S造の梁、柱等)	①石綿含有耐火被覆板(～1978) ②石綿含有けい酸カルシウム板第2種(～1999)	

- 備考 1 建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたこと。(意図的に含有させた場合には、石綿の含有量の多少を問わない。)
- 2 意図的であるか不明な場合は、石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えること。
- 3 その他の石綿含有建材(成型板等(内装材、耐火間仕切り、床材、外装材、屋根材、煙突材))は、大気汚染防止法の特定建築材料とはならない。
- 4 例えば、配管の曲線部のみが石綿を含有する保温材で覆われている場合に、保温材で覆われていない直線部分を切断して配管ごと保温材を取り外す作業が行われることがある。
このような事例において、当該作業の場所から特定粉じんが排出されず、かつ、飛散しない場合には、当該作業は特定粉じん排出等作業に該当しない。
ただし、保温材の劣化などにより当該作業に伴い石綿が飛散するおそれがある場合や、当該作業時の振動等により近傍の特定建築材料から石綿が飛散するおそれがある場合には、当該作業が特定粉じん排出等作業になり得ることに留意すること。

(2) 特定粉じん排出等作業の届出

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)を施行しようとする場合、作業の開始の日の14日前までに、管轄の保健福祉センター(7頁参照)に届け出てください。

なお、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う場合は、速やかに届け出てください。

届出書の様式	添付書類
① 様式第3の4特定粉じん排出等作業実施届出書 ② 別紙 作業実施届特定粉じん排出等作業の方法	① 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ② 特定粉じん排出等作業の工程を明示した、特定工事の工程の概要 ③ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図(主要寸法、特定粉じんの使用箇所を記入) ④ 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図(主要寸法、隔離された作業場の容量(m ³)、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入)

- 備考 1 2件以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物その他工作物、同一の工場又は同一の事業場で行われる場合には一つの届出書によって届出をすることができる。
- 2 特定粉じん排出等作業実施届出書の添付書類については、労働安全衛生法における吹付け石綿除去作業等の実施に係る届出の添付書類の写しをもって代えることができる。

(3) 特定粉じん排出等作業の基準

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業について作業基準(表-4)を遵守しなければなりません。

また、特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮しなければなりません。

表-4 特定粉じん排出等作業に係る作業基準

作業の種類	作業等の基準
全ての特定粉じん排出等作業	見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。 ※周辺住民にも見やすい場所に設置する。 ① 届出年月日、届出先、届出者の氏名又は名称、住所(法人は、代表者の氏名) ② 作業実施期間 ③ 作業の方法 ④ 現場責任者の氏名、連絡場所
1 ① 吹付け石綿が使用されている建築物等における作業及び吹付け石綿を除去する改造・補修作業 ② 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を以下の方法で除去する解体作業及び改造・補修作業 除去の方法：掻き落とし、切断、破砕 (2、3に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又すべての解体はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ① 特定建築材料の除去を行う場所(作業場)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ② 作業場を負圧に保ち、作業場の排気にJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ③ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ④ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。
2 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を以下の方法で除去する解体作業及び改造・補修作業 (3に掲げるものを除く。) 除去の方法：掻き落とし、切断、破砕以外の方法	次に掲げる事項を遵守して断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ① 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ② 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ③ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。
3 1、2に掲げる解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体するに当たり、予め特定建築材料の除去が著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4 特定建築材料が使用されている建築物等の囲い込み、又は封じ込め作業	特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ※ 吹付け石綿の囲い込み・封じ込めについては上記1の作業基準を、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み・封じ込めについては上記2の作業基準に準じた措置を講ずる必要がある。(H18.1.11 環境省水・大気環境局長通知)

表一 5 石綿等が使用されていることが確認された場合の適用法令

解体等の対象		適用法令
1	石綿が吹付けられている建築物及び工作物の石綿等に係る作業	労働安全衛生法（石綿障害予防規則） 大気汚染防止法 廃棄物処理法 建設リサイクル法
2	石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用された建築物及び工作物（粉じんを著しく飛散するおそれがあるもの）の除去作業	労働安全衛生法（石綿障害予防規則） 大気汚染防止法 廃棄物処理法 （建設リサイクル法）
3	①、②以外の建築物及び工作物の建材の除去作業	労働安全衛生法（石綿障害予防規則） 廃棄物処理法 （建設リサイクル法）

7 石綿健康被害救済制度について

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づき創設されています。詳細については石綿健康被害救済制度に関する問合せ先（8頁参照）にお問い合わせください。

(1) 救済給付

日本国内において石綿を吸入することにより中皮腫や肺がんにかかった次の方が申請・請求をすることができます。

- ① 現在療養されている方
- ② 法律の施行（平成18年3月27日）前にこれらの疾病に起因して死亡された方のご遺族
- ③ 法律の施行後に認定の申請をしないでこれらの疾病に起因して死亡された方のご遺族

(2) 特別遺族給付金

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置として、特別遺族給付金が設けられています。対象となるのは、石綿を原因とした疾病で亡くなった労働者（特別加入者を含む）のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利がなくなった人です。

8 問合せ先一覧

(1) 労働安全衛生法、石綿障害予防規則に関する問合せ先

機関名	住所	電話番号	備考
石川労働局 労働基準部安全衛生課	〒920-0024 金沢市西念3丁目4-1	076-265-4424	
金沢労働基準監督署	〒921-8013 金沢市新神田4丁目3-10	076-292-7935	(安全衛生課)
小松労働基準監督署	〒923-0868 小松市日の出町1-120	0761-22-4245	
七尾労働基準監督署	〒926-0852 七尾市小島町西部2番	0767-52-3294	
穴水労働基準監督署	〒927-0027 鳳珠郡穴水町川島キ84番地	0768-52-1140	

(2) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出に関する問合せ先

機関名	住所	電話番号	備考
県環境政策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1463	
南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地	0761-22-0795	(生活環境課)
石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642	〃
能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9号	0767-53-2482	〃
能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2011	〃
金沢市環境指導課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2508	

(3) 廃棄物処理法に関する問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
県廃棄物対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1472	
県保健福祉センター	(2)に記載		
金沢市環境指導課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2528	

(4) 建設リサイクル法に基づく分別解体等の事前届出及び建築基準法に関する問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
県建築住宅課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1777	
県監理課技術管理室	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1787	
各地域を所管する土木総合事務所、土木事務所（建築課又は維持管理課） 又は以下の特定行政庁（6市）			
金沢市建築指導課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2326	
七尾市都市建築課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8429	
小松市建築指導課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8105	
白山市建築指導課	〒924-8688 白山市倉光2丁目1番地	076-274-9561	
加賀市建築課	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	0761-72-7935	小規模建物
能美市土木課	〒929-0192 能美市中町子88番地	0761-55-8507	〃

(5) 石綿健康被害救済制度に関する問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
独立行政法人 環境再生保全機構	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー	0120-389-931	
環境省 中部地方環境事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局総合庁舎	052-955-2134	
県健康推進課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1436	
南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地	0761-22-0796	(健康推進課)
石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2250	〃
能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9号	0767-53-2482	〃
能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2011	〃
金沢市保健所	〒920-8533 金沢市西念3-4-25	076-234-5102	

(6) その他、石綿（アスベスト）の分析の問合せ先

機 関 名	連 絡 先	備 考
民間分析機関	(社) 日本作業環境測定協会ホームページ http://www.jawe.or.jp/jigyouseido-s/ishiwata/index.html	定性分析 定量分析

※定性分析：建材中の石綿有無の分析 定量分析：建材中に石綿が0.1%を超えて含有しているか否かの判定

このしおりに関する問い合わせ先

石川県環境部環境政策課
環境管理グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1463 (直通) FAX 076-225-1466
E-mail: e170100@pref.ishikawa.lg.jp

(<http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/kankeihourei/index.html#ishiwata>)